

京都市歴史的建築物保存活用アドバイザー設置要綱

（目的）

第1条 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の対象である景観的、文化的に価値のある歴史的建築物の保存及び活用の計画について、地震及び火災等に対する安全性並びに景観的及び文化的価値に関する技術的な助言（以下「助言」という。）を行うために、歴史的建築物保存活用アドバイザー（以下「保存活用アドバイザー」という。）を設置し、もって歴史的建築物の安全性等の維持及び向上を図り、良好な状態で将来へ継承することを目的とする。

（保存活用アドバイザー）

第2条 保存活用アドバイザーは、建築物の地震及び火災等に対する安全性並びに景観的及び文化的価値に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が就任依頼する。

2 市長は、保存活用アドバイザーに対し、次に掲げる専門領域のいずれか一つを担当させるものとする。

- (1) 地震に対する安全性に関すること。
- (2) 火災に対する安全性に関すること。
- (3) 景観的及び文化的価値に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

3 保存活用アドバイザーは、本市及び京都市建築審査会からの求めに応じて助言を行う。

（保存活用アドバイザーの任期）

第3条 保存活用アドバイザーの任期は、就任をした日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 保存活用アドバイザーは、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第4条 保存活用アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（解任）

第5条 市長は、保存活用アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合、当該保存活用アドバイザーを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため事務遂行に支障があり、又は事務遂行に耐えない場合
- (2) 保存活用アドバイザーとしてふさわしくない行為があった場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。